

第 205 回 FASID BBL セミナー 概要

「種子事業と農村開発 –植物遺伝資源をめぐる農業・農村開発の現状と課題–」

開催日時：2013 年 12 月 9 日（月）12:30～14:00

講師：西川芳昭氏/龍谷大学 経済学部（農業・資源経済論）教授

会場：FASID セミナールーム

【発表要約】

- 種子に関するシステムにはフォーマルとインフォーマルの組織制度が存在し、この二つの制度が繋がっていないことが問題
 - ① フォーマル：公的機関の管理下で供給され主として改良品種の認証種子に関わる制度。知的財産権と密接な関係を有し、多国籍企業等が主たるアクター。
 - ② インフォーマル：農家自身による採種、農家間の交換等、認証されない主に在来品種の種子供給を担う。
- 世界の種子市場は寡占化が進み、上位を占める企業は化学（農薬）企業。種子事業のみで利益を確保することは難しく、化学企業による除草剤耐性種子と除草剤のセット販売、さらに肥料・技術指導も取り込むビジネスモデルが拡大。
- 種子企業による農業投資は拡大しているが、GM 作物生産の拡大、多国籍企業による種子販売の寡占化の促進、インフォーマルシステムの崩壊の助長にもつながっている。その背景には、種子の遺伝資源としての経済価値の発生、農業・食料の礎石となる種子への包摂的なアプローチ、知的財産権の適用による農業の工業化等がある。
- 「育種家の権利」並びに「農民の権利」は国際条約等で保護されているが実態として、必ずしも農民へ裨益しているとは言えない。
- 日本国内では地方自治体による種子の貸出事業や地域品種のハイブリッド利用等の取り組みが行われており、地域による品種保全、地域資源の強化につながる可能性も示唆されている。
- 途上国における多様な種子事業が実施されている一方で、種子援助には、農業生態系や食文化を変化させる可能性、単作化を助長させる傾向もある。
- 主要ドナーも種子供給事業に介入しているがオランダによる総合種子システム開発事業では、地域の需要にあった種子生産を行うと共に、組合から中小企業へ段階的に発展することで効果をもたらした。JICA によるエチオピア優良種子新興プロジェクトではインフォーマル種子の生産・利用の可能性を拡大した。エチオピアの事例では条件を整えば農家は自分自身で地域生物資源を管理し、高品質の種子を地域内で流通させることが明らかになり、農家自らが種子の需給について検証し、何を栽培するか決定する権利「食糧主権」を有するグッドプラクティスとして注目できる。
- 日本の企業、コンサルタントの方々には GM モデルとは異なる持続可能な種子ビジネスへの参入・既存事業への支援や、生命倫理・技術倫理に則ったビジネス構築、小規模農

家との連携による少量多品種の種子供給等に期待したい。特に2014年はFAOが国際家族農業年と定めており、先進国においても途上国においても自給的な小規模農家に対する様々な支援の展開が期待される。

【主な質疑応答】

Q1. 産業としての農業、そうでない農業の違いは？

A1. 自給的農業、暮らし農業に対する産業的農業があるという捉え方。まずは自給的、暮らし的農業があつて、そのうえに産業農業が乗っているのが農業の在り方であり、産業農業だけが強化されると、農業としての本質が失われ持続性が弱まることを懸念する。

Q2. 農家と種屋の関係性は？今と昔に違いは？

A2. 日本では、公的な普及制度や農協による営農指導に加えて、種屋さんによる技術指導が行われてきた。化学工業主導の優良種子普及事業においても、普及マニュアルのようなものはあるが、双方向の技術指導は必ずしも十分ではない。

Q3. 東南アジアにおけるインフォーマルな種子制度は？

A3. 少なくとも、私の知る限り、フィリピン、ベトナム、ネパールでは報告されている。このような制度が地域の遺伝的多様性を維持しているが、急速に消失していると考えられる。

Q4. 元々種子の管理は法整備も含め、公的機関によって行われていると思うが民間企業による介入によって、その管理状況に変化が生じているのか？

A4. 途上国ではドナー国による法整備が進められる傾向が強いが、受け入れ国内（途上国）での議論が成熟しておらず、法整備と実際のシステムが繋がっていないことが問題。

Q5. 多国籍企業による特許の独占について、どのように考えるか。

A5. GMOに関する議論は、推進側も批判側も根拠となるデータが必ずしも十分とは言えないと考えており、より科学的な議論が必要と考える。特に、日本では、GMOの研究が市民に受け入れられないため、オープンな議論が制限されている。ただし、大きな問題は、特許だけでなく、生物学的技術を使用して、市場を独占し、農家や消費者の選択を制限している一部多国籍企業の倫理的な問題は別途議論されるべきであろう。

以上